

富森 虔 児

『現代資本主義の理論』

——金融資本の変質と「経営者支配」——

新評論 1977.6 222 ページ

富森氏は、国家独占資本主義を単に国家の経済への介入としてではなく、経済的土台における変化としてとらえるべきであると主張する。そしてこの土台の変化を、「株式会社のより高次の発展によって生れる資本の物化過程」、「資本の物化の極限化過程」、「資本における個人性の止揚、ないし物化した会社資本の自立化過程」として把握し、かつそれが、(1)私募会社化、(2)公募会社化、(3)自己金融化、(4)機関株主化、(5)機関株主の支配中核株主化、の順序で進行してきたと主張する。氏は、この観点から、アメリカ、フランス、日本の現代資本主義分析もおこなっており、特に日本については柴垣和夫氏との間に論争もおこなわれているが、理論的に重要な論点は上記文脈のなかにある。

マルクス主義経済学者はこれまで経営者支配の存在を否定するのが一般であったが、富森氏は、マルクス主義経済学の諸範疇を使って、資本の物化の極限化過程として経営者支配が必然であると主張する。もっとも、経営者支配といっても、株主の支配力喪失にもとづく経営者支配論ではなく、法人所有にもとづく経営者支配論であり、これについては、すでに宮崎義一、三戸公、奥村宏等の諸氏により主張されているのであるから、このこと自体は特に新しい主張ではない。富森氏の特徴は、この現象をマルクス主義の株式会社の理論によって理論化する点にあるといえよう。

かつて、私は私の著書『経営者支配論』において、株主の支配力喪失による経営者支配の諸理論の批判をおこなったが、これに対し、富森氏は私の批判の意義を認められながらも、批判に終始するだけでは後向きであり、むしろ現代資本主義の法人化現象を説明する自らの積極的な理論提示の必要を強調する。これは正当な指摘であり、私も全く異存はないどころか、氏の努力を高く評価するものである。そしてこの努力がより実りあることを期待し、この興味深い労作のなかで問題であると思われる二、三の点を指摘して書評にかきたい。

まず、第1段階私募会社化(あるいは株式会社形成)と第2段階公募会社化(あるいは証券流通)は、会社資本の

自立化、法人格の成立、企業者職能の会社機関への客観化、その対極としての株主所有権の株主権への変化、という株式会社の最も基本的な特徴に関連する。富森氏は(1)においてすでに「対抗する複数株主の止揚」の上に立って会社資本の自立化があり、(2)の証券の流通はそれを強化したに過ぎないことを強調してやまない。「会社資本の自立化——物化は株式会社の形成とともに本来的なものであると同時に、それ自体段階的發展をとげてきているものとしてとらえねばならない」(33頁)のである。そこで(1)を形式的自立化、(2)を実質的自立化として整理する鈴木芳徳氏の主張を、(1)においても単に形式でなくすでに実質的自立化があったとして批判する。鈴木氏の形式、実質という整理の仕方には問題があるが、言葉はともかくとして鈴木氏の議論の内容は会社資本の自立化の過程を説明しているのであり、言葉使いに対する批判とすればあまり意義がないであろう。だが、富森氏の主張の力点はここにあるのではない。本来ある支配者間の対抗関係が、(2)の株式流通によって解決されてしまうとする主張に、川合一郎氏も、鈴木芳徳氏も落入っていたのであり、ここに問題があるというのだ。すなわち川合氏においては証券流通により支配株主の対抗関係が解消されるとみなしたため、「支配株主は単一で統一的なもの」としてあつかわれ、「会社それ自体=(支配株主)」として両者が等置されたと富森氏は解釈する。たしかに、会社それ自体と支配株主とをはじめから分離しないで等置するのは問題であり、客観化した会社機関を誰が支配するかが別の問題として発生すること、そしてそこでは大株主間の抗争があり、株の分散の程度によっては経営者支配の可能性さえあることが確認されねばならない。だが、かかる簡単な事実を川合氏が理解していなかったとは到底考ええない。おそらく川合氏は、大株主の抗争はあるにしろ勝利を得て会社を支配するのは株主であるという考えを持っており、これを簡単に「会社それ自体=支配株主」として表示したと解せられる。つまり、会社資本の自立化の説明の問題でなく、自立化した会社資本を誰が支配するかに関する見方の問題なのである。

第2に富森氏は経営者支配を資本の物化の極限化との関連で規定するという努力をされ、第1段階について次のように述べる。「ここで考えられる『経営者支配』は仮にあるとしても、極めて限定されたものとならざるをえないだろう。いいかえれば、そこでの経営者の立場は、なお支配株主の支配に直接つながっているのであり——ここで支配株主自身が経営者であるか、他のものがそう

であるかはもとよりこの本質にとってはどうでもよい——…」(59頁)。株主自体が経営者の場合、「仮にも」経営者支配ではありえないし、支配株主の支配下に経営者がいる場合も同じである。私は些細な点で揚げ足を取るつもりなのではない。言いたい点は2つ、第1に、経営者支配の概念は富森氏のいう5段階のそれぞれに対応してあらわれる概念ではなくて、会社資本の自立化、法人格の確立等の株式会社の基本的特徴の上に立って行なわれる高次的発展のなかにあるということ、第2に、この高次的発展の要因としては、氏の指摘する(イ)企業の財務の変化、自己金融の進展、(ロ)株式の所有構造の変化とならんで、(ハ)支配株主とは別個の人格である専門経営者の出現とその進化、集团的・組織的管理の必要性の増大が、あわせて論じられねばならぬことである。後者について、富森氏はもちろん他の箇所では論述しているが、経営者支配の強化を論ずる際には正しく取り入れているとは思われない。

第3に、富森氏は第5段階の機関株主の支配中核株主化において、自己金融が小さい場合には、経営者支配が進行するかどうかは容易に決め難いとしながらも、『『経営者』の『支配』は相対者に弱められ』るが、支配株主が法人であるために「株主からくる圧力もそれ自体特定の人格的表現を欠いた」(61頁)ものとなり圧力は圧力として感じられなくなるかもしれないと論じている。支配株主が個人から法人に変わると経営者にたいする支配力はなぜ強くなるのか。こういうためには、同じ持株比率でも法人株主は個人株主より強い力を発揮する理由が示されねばならないであろう。また法人株主はその経営者に特定の人格的表現をもっているのではないか。ここで富森氏は議論を移行させ、一会社における問題から、持株関係のある全会社の経営者集団へと話を進め、そこでは全経営者集団としての支配の強化があると主張する。機関株主支配下での経営者支配の強化はまさにこれであり、これには異論はないが、法人株主により支配されている会社での経営者の自主性に関する氏の主張は、誰も納得しないであろう。1社にかんして経営者の自主性を

問題にするとすれば、第5段階は2つに区分すべきである。すなわち、一方的持株支配と相互持株による相互支配である。前者には経営者の自立性はないが、後者にはそれがある。たしかに、西山忠範氏の相互持株の相殺による「狭い意味での経営者支配」論は富森氏の批判する通り成立しないが、機関株主支配の文脈のなかでの経営者の自主性の増大は指摘されるであろう。ここでわれわれは富森氏の段階的発展の図式に1つの指摘ができよう。氏は(4)機関株主化と(5)機関株主の支配中核株主化の2段階を設定しているが、これを2つに分ける意味は殆どない。両者を統合し、そのなかで一方的持株と相互持株の段階区分をし、前者から後者への発展のメカニズムを明らかにすべきである。

最後に、そして最も重要な点であるが、氏にあっては機関株主が個人株主にとってかわるメカニズムの説明が十分になされていない。富森氏が金融資本における土台の変化として第5段階を考えている以上、これを財閥解体のおこなわれた日本の特殊事情と考えているのではなく、進行に遅速はあれ各資本主義国で生ずるものとみなしているわけである。そこで問題は現在法人資本主義になっているか否かではなく、そうなる必然性を理論で示す必要がある。この点に関し、経済理論学会で金田喜重氏がアメリカにおける少数家族支配の事実をあげて富森氏を批判したとき、富森氏は現在アメリカは法人資本主義になっていないが、20年代から自己金融が増大し一定の会社の自立化がみられたことを指摘している(経済理論学会編「現代資本主義における階級」100頁参照)。だが、ここで問題なのは自己金融による会社の自立化があったか否かではなく、法人株主が個人株主にとってかわるメカニズムであり、自己金融を取り上げるなら、それがこのメカニズムでいかなる地位を占めるかを明らかにせねばならぬであろう。本書におけるアメリカ資本主義についての叙述をみれば、この解答は氏においてすでに用意されていると推測されるにもかかわらず、明示的に整理されて論述されていないのは残念である。

〔村田 稔〕